

## 注 記【全体会計】

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

##### ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地において備忘価額 1 円としています。

##### イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

##### ② 無形固定資産……………原則として取得原価

#### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的有価証券……………該当なし

##### ② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………取得原価

##### ③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………該当なし

イ 市場価格のないもの……………出資金額

#### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

取得価額

#### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15 年～50 年

工作物 5 年～60 年

物品 3 年～15 年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によっています。）

##### ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）……………該当なし

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 損失補償等引当金

該当なし

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

## 2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更……………該当なし

(2) 表示方法の変更……………該当なし

(3) 全体資金収支計算書における資金の範囲の変更……………該当なし

## 3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃……………該当なし

(2) 組織・機構の大幅な変更……………該当なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正……………該当なし

(4) 重大な災害等の発生……………該当なし

#### 4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況……………該当なし

(2) 係争中の訴訟等……………該当なし

#### 5 追加情報

(1) 全体会計等財務書類の範囲は次のとおりです。

一般会計

土地開発事業特別会計

国民健康保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

介護保険特別会計

宅地造成事業特別会計

水道事業会計

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

普通財産のうち活用予定がない公共資産

ただし、水道事業会計は含まれていません。

イ 内訳

事業用資産 247,865 千円

土地 149,796 千円

建物 98,069 千円

工作物 0 千円

令和 4 年 3 月 31 日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、貸借対照表における帳簿価額としています。